

鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会
(西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会) 審査報告書

西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)として、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づき、次のとおり大山自然歴史館の指定管理者候補者について審査した。

1 指定管理候補者 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄(西伯郡大山町大山45番地5)

2 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

153,500,000円(債務負担行為額 164,555,000円)

[参考]単年度指定管理料の額 30,700,000円

4 選定理由

大山自然歴史館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した。当該応募団体は、これまで2期にわたる指定管理において瑕疵なく事業実施されており、豊富な経験と専門性を持つ職員体制が整っていると認められることから、適切な施設の管理運営及び展示やイベント実施による大山の自然・歴史・文化の魅力発信が期待できるため指定管理候補者として選定した。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

令和3年9月1日(水)から令和3年10月15日(金)まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般社団法人大山観光局	西伯郡大山町大山45番地5	代表理事 足立 敏雄

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
中原 斉(委員長)	米子市文化振興課文化財活用担当 専門官 (鳥取県ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員))
伊澤 百子(副委員長)	有限会社森の国 取締役
田代 智彦	田代智彦税理士事務所 税理士
清水 律子	宿坊観證院山楽荘 女将
朝倉 学	鳥取県西部総合事務所環境建築局 局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会:令和3年7月6日(火)

大山自然歴史館の概要説明、委員長及び副委員長の選出、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会:令和3年10月19日(火)

応募者の面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本的な考え方 施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	配点なし (必須) 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> サービス向上策と利用促進策 自然・歴史・文化に関する教育の場の提供 自然・歴史・文化を紹介し、魅力を体験できる場の提供 自主事業の実施 ・地域の施設・団体等と連携した取組 ・施設管理 <ul style="list-style-type: none"> 施設設備の維持管理・衛生管理 外部委託の考え方 障がい者就労施設等への発注の配慮 省エネルギー、省資源への取組 ・開館時間等 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間・休館日の設定 ・事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 緊急時の体制及び対応 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ・個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護への対応 情報の公開への対応 ・利用者等の要望の把握及び対応方針 	60
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の見積り、考え方 ・支出計画の見通し ・指定管理料上限額に対する提示金額の評価 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	22
合 計			102

(4) 審査結果、意見 (点数は委員5名の平均)

	審査基準(配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。(適/不適)	適	
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(60点)	4.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルメディアなどを活用した情報発信の強化や大山観光局内の他部門と連携した情報発信に取り組む姿勢を評価したい。 ・大山寺参道の来訪者が大山自然歴史館にも行ってみたいと感じられるような情報発信をお願いしたい。 ・学校等に出向いて歴史館の事業や大山の自然・歴史・文化について広く紹介する取組や、地域の他施設・団体と連携しようとする取組に期待したい。 ・来訪者のニーズを捉えた魅力向上の取組について、多様な意見を聞くことで大山のビジターセンターとして機能を十分に果たすことが望まれる。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。(20点)	1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行について、前例踏襲とならないよう必要に応じて見直しを図られたい。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(22点)	1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたる指定管理者としての実績があり、安定・安全な運営が期待できる。 ・職員数が限られる中で、年間の活動がうまく行われている。
	総合評価(102点)	7.0	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間

午前9時から午後5時(7月21日から8月20日までは午後6時30分まで)

休館日

12月29日から1月3日、臨時休館日(年2日程度(床ワックス清掃のため))

(2) 利用促進業務

ア 教育の場として提供する取組

大山寺地区をオリエンテーリングすることで、大山の自然・歴史・文化について学べるプログラムを開発し学校等に提供

- 各学校で行われる大山に関する学習や公民館や各種団体の研修会に出向き、大山の自然・歴史・文化を紹介

イ 自然・歴史・文化に関するイベントの実施

- 季節やテーマごとの自然観察会や大山古道を歩く観察会、企画展と連動したワークショップなど体験型イベントを開催
- 大山や自然歴史館を訪れることが困難な方のため、福祉施設等に出向き映像などで大山の素晴らしさを紹介するとともに、紙芝居や塗り絵などで大山を身近に感じてもらう「移動歴史館」を実施

ウ 広報活動

年間のイベントカレンダーやリーフレットのほか、新聞広告等を活用した広報
大山の成り立ちや歩き方、登山情報など大山を訪れる方が求める情報を広く届けるため、SNS等広報ツールの活用や大山観光局の他部門との連携による情報発信

エ 地域の施設・団体等との連携によるビジターセンターとしての取組

地元の事業者や観光関係者が観光客に大山の自然・歴史・文化を紹介し、地域を挙げておもてなしができるよう勉強会「じげあれこれ」を開催

(3) 組織及び職員の配置等

- 大山自然歴史館の管理運営にあたり、自然保護活動等の経験豊富な館長のほか、大山に関するイベントの企画運営や外国語対応が可能な学芸解説員を配置